



障害者



障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で、いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用などに際して様々なバリア(障壁)があり、不自由、不利益又は困難な状態に置かれています。また、障害や障害のある人に対する誤った認識や偏見から生じる差別も存在しています。

一人ひとりが障害や障害のある人に対する理解を深め、配慮を行うとともに、障害のある人が社会を構成する一員として尊重される社会づくりが必要です。

共に生きる社会をめざして

障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためには、物理的なバリアだけではなく、障害のある人に対する偏見など、人々の心の中にあるバリアや制度や慣行などの社会的なバリアを取り除き、社会全体のバリアフリーを進めることが必要です。

誰もが障害のある人などに自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進するため、「あいサポート運動」に取り組みましょう。

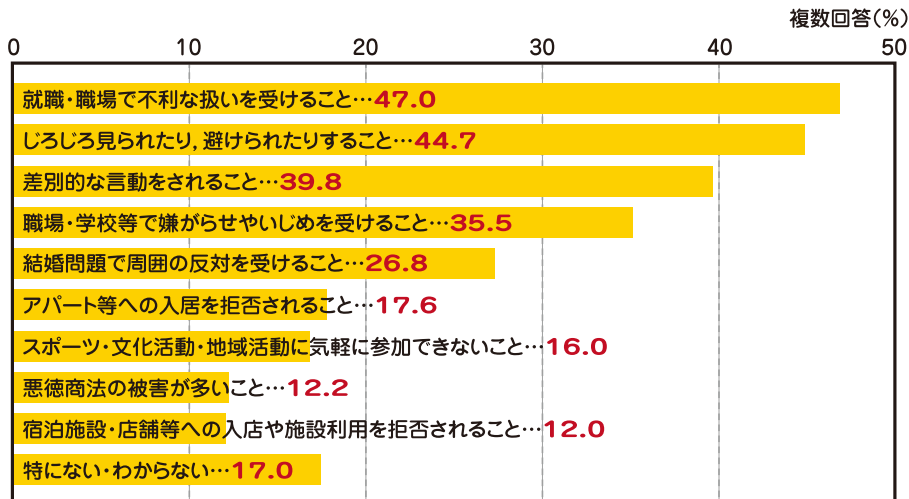
【あいサポート運動】

様々な障害の特性や障害のある方が困っていること、そして、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)を皆さんと一緒に作っていく運動です。

広島県 あいサポート運動

本県では、「あいサポート運動」に係る出前講座を実施していますので、活用してください。

●障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



資料:内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成24(2012)年)



障害について理解しましょう。

- 障害は誰にでも生じ得るものです。
- 障害は多種多様で同じ障害でも一律ではありません。
- 外見では分からない障害もあり、理解されず、苦しんでいる人もいます。

高次脳機能障害

脳卒中やけがなどにより脳が損傷し、その後遺症として、集中力が低下したり、新しいことが覚えられなくなったり、感情や行動の抑制がきかなくなったりして、日常生活や社会生活に支障を来します。

病気やけがが治ったように思えるのに、今までできていたことができなくなり、本人は混乱や不安の中にいることを理解しましょう。周囲の理解が何より大切です。

発達障害

発達障害の原因はまだ分かっていませんが、生まれながらの脳機能の障害と考えられています。対人関係、読み書き、注意の維持が困難等、多様な特性がありますが、保護者の育て方や本人の努力不足が原因ではありません。

発達障害は、早期からの適切な支援と周囲の理解、発達障害の特性に合った生活環境の整備等が大切です。

こんな配慮をしましょう。

- 困っていそうな場面を見かけたら、「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。見守ることと、時には支える姿勢が大切です。
- 「障害があるから」と決め付けず、それぞれの個性や能力が生かせることを一緒に考えてみましょう。
- 介助者がいても介助者ではなく本人に話しかけましょう。
- 障害だけを見るのではなく、その人の全体像を見て接しましょう。



4 障害者

障害を理由とする差別の解消の推進について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされています。

●「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

※正当な理由がある場合は、その取扱いが客観的に見て正当に行われたもので、やむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

■不当な差別的取扱いと考えられる例

- 窓口対応を拒否する、順番を遅くする
- 学校の受験や、入学を拒否する
- 本人を無視して、介助者の人だけに話しかける

●「合理的配慮」ってどういうこと？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くことです。

※過重な負担かどうかは、目的を損なわないか、実現可能か、費用負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

※「社会的障壁」とは、日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなこと（例：街中に段差があると車いすが進めない、漢字ばかりの書類だと理解しづらい）です。

■合理的配慮の例

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で順番を変更する
- 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットなどを活用する
- 車いすの利用者が利用しやすいようにカウンターの高さに配慮する

●行政機関と事業者における差別を解消するための措置

| 区分 | 行政機関(役所) | 民間事業者(会社、お店など) |
|-----------|----------|----------------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮 | 法的義務 | 努力義務 |



相談窓口

広島県健康福祉局障害者支援課

TEL (082)513-3165・3157

※お住まいの市町にも、相談窓口が設置されています。

障害者の雇用の促進等について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、全ての事業者に対し、合理的配慮の提供が義務となっています。

また、相談窓口の設置など相談体制の整備なども求められています。

障害者虐待等の防止について

障害者虐待は、障害者の尊厳を損なう重大な権利侵害です。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待の定義が明確にされ、発見者に対する通報義務や、市町の立入調査権限などが規定されています。

障害者虐待の種類

養護者による障害者虐待

障害者のお世話・介助・金銭管理などをする、家族・同居人などによる虐待

障害者施設従事者等による虐待

障害者福祉施設などの職員による虐待(学校、保育所、医療機関を除く。)

使用者による障害者虐待

障害者を雇用する事業主、経営担当者などによる虐待(国、地方公共団体を除く。)

障害者虐待の例

身体的虐待

- 殴る、蹴る ● 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- 不適切な身体拘束 など

性的虐待

- 性的行為を強要する ● 裸にする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する など

心理的虐待

- 侮辱する言葉を浴びせる ● 怒鳴る、ののしる
- 無視する など

放棄・放任

- 食事や水分を十分に与えない ● 排泄の介助をしない
- 医療機関に受診させない など

経済的虐待

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに預貯金を運用する など

● 介助に悩んだときは、一人で抱え込まずに相談してください
ささいなことでも、相談することが障害者虐待防止の第一歩です。

● 虐待かな?と思ったら、連絡してください。

虐待を受けていると思われる障害者を発見した場合は、お住まいの市町又は市町障害者虐待防止センターに連絡してください。

虐待を受けた障害者が通報窓口へ届け出ることもできます。

